



日本歯科医師会PRキャラクター
よ坊さん（福島県 Ver.）

在宅歯科医療連携室だより 平成30年 春号

発行 福島県福島市仲間町 6-6

福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室

トピックス

— 診療報酬・介護報酬 同時改定 —

平成30年度診療報酬・介護報酬の同時改定では、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能分化・強化、連携の推進」が掲げられており、さらなる推進が望まれています。歯科と病院医療機関や介護施設との連携に関する項目もありますので、ご案内します。

病院医療機関との連携

- ・周術期等の口腔機能管理の推進 ～医科からの情報提供文書がないと算定できません。診療情報提供料を算定し文書でのご連絡をお願いします。

目的： 歯科疾患を有する患者や口腔衛生状態不良の患者における口腔内細菌による合併症（手術部位感染、病巣感染）、手術の外科的侵襲や薬剤投与等による免疫力低下により生じる病巣感染、人工呼吸管理時の気管内挿管による誤嚥性肺炎等の術後合併症の予防。脳卒中により生じた摂食機能障害による誤嚥性肺炎や術後の栄養障害に関連する感染症等の予防等。

対象手術： 頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術。心臓血管外科手術。人工股関節置換術等の整形外科手術。臓器移植手術。造血幹細胞移植。脳卒中に対する手術

医科での算定項目 ～歯科標榜の有無や歯科との連携内容により異なります。算定点数は別途ご確認ください。

- ・診療情報提供料（I）歯科医療機関連携加算
- ・周術期口腔機能管理後手術加算

介護施設との連携

- ・居住系及び施設系サービスにおける口腔衛生管理の充実 ～介護施設が算定する項目

「口腔衛生管理体制加算」…入居者の口腔衛生管理の充実のために、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価
30単位/月
⇒対象サービスの拡大

「口腔衛生管理加算」…歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを行うことを評価
90単位/月
⇒歯科衛生士が行う口腔ケアの対象者を拡大する観点から実施回数などの緩和

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室(☎024-523-3268)にご連絡ください。

※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。